

財団法人日本私学教育研究所寄附行為

施行 昭和 38. 8.10 日私教研規則第 1 号
改正 昭和 41.11. 6 日私教研規則第 14 号
昭和 48. 7. 4 日私教研規則第 15 号
昭和 49.12.12 日私教研規則第 17 号
昭和 53. 5.17 日私教研規則第 21 号

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本私学教育研究所という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都八王子市檜原町 1262 番地におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、私立学校の中等教育の振興をはかるため、学校教育および学校経営に関する研究ならびに学校法人の役職員および私立学校の校長・教職員に対する研修等を行ない、あわせて諸外国との教育の交流をはかり、もってわが国の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 学校教育および学校経営に関する研究
- (2) 学校教育および学校経営に関する研修ならびに相談
- (3) 諸外国との教育の交流ならびに情報交換等
- (4) 教材教具の改良試作ならびに教育に関する図書および印刷物の作成・頒布等
- (5) 関係諸団体との連絡提携
- (6) 付属実験施設の設置および維持
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員および理事会等

(役員)

第5条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 20名以上29名以内（うち理事長、副理事長、常務理事および所長各1名を含む）

(2) 監事 3名

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらの者に準ずるもののうちから、12名以上16名の範囲において、細則で定めるところにより選出された者

(2) 日本私立中学高等学校連合会から選出された者5名以上8名の範囲内

(3) 所長

(4) 前3号に規定する者以外のもので、理事会の議を経て理事長が委嘱した者2名以上4名の範囲内

2 前項の理事のうち第1号に定める者が同号で定める役員もしくは校長その他の職を退いたとき、または第3号に定める者が所長の職を退いたときは、それぞれ理事の職を失うものとする。

(理事長および副理事長の選任)

第7条 理事長および副理事長は、理事の互選により定める。

(監事の選任)

第8条 監事は、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらの者に準ずるもののうちから細則で定めるところにより選出する。

2 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることはできない。

3 監事は、第1項に定める役員または校長その他の職を退いたときは、その職を失うものとする。

(理事長および副理事長の職務)

第9条 理事長は、この法人の業務を統理する。

2 副理事長は、理事長を助け、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、

これを代理しまたはその職務を行なう。

3 理事長および副理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

(常務理事)

第 10 条 理事長は、理事のうちから、理事会の議を経て、常務理事を指名する。

2 常務理事は、理事長の命を受けてこの法人の業務を処理する。

3 常務理事は、理事長および副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長および副理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

(理 事 会)

第 11 条 この法人の業務は、理事をもって組織する理事会によって行なう。

2 理事会は、必要に応じ随時理事長がこれを招集する。ただし、少なくとも年 2 回これを招集しなければならない。

3 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があった場合には、その請求のあった日から 10 日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席とみなす。

6 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決する。

(監事の職務)

第 12 条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行につき不正の点のあることを発見したときは、文部大臣に報告すること

(役員任期)

第 13 条 この法人の役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 役員の再任は妨げない。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(顧問)

第 14 条 この法人に顧問を置く。

2 顧問は私立学校教育に特に功労のあった学識経験者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応ずる。

(事務組織等)

第 15 条 この法人の事務組織は、理事会の議を経て、理事長が定める。

2 この法人に所長その他必要な職員をおく。

3 所長の任免は、理事会の議を経て、理事長が行なう。

4 前項に定めるもののほか、職員の任免その他の身分の扱いおよび執務に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

第 4 章 評議員会および評議員

(評議員会)

第 16 条 この法人に評議員会をおく。

2 評議員会は、73 名以上 85 名以内の評議員をもって組織する。

3 評議員のうち、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらの者に準ずるもののうちから、細則で定めるところにより選出された者について、理事長が任命する。

4 評議員のうち、5 名以上 10 名以内（前項に規定する者を除く。）は、学識経験者のうちから理事会の議を経て、理事長が任命する。

5 評議員は、理事または監事を兼ねることができない。

6 第 3 項の評議員は、同項に定める役員または校長その他の職を退いたときは、その職を失うものとする。

(評議員会の職務)

第 17 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画および収支予算に関する事項

- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
 - (3) 不動産の買入れ・基本財産の処分・担保提供等に関する事項
 - (4) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項
- (会 議)

第 18 条 評議員会は、定例会および臨時会とする。

2 定例会は、毎年 1 月および 6 月理事長が招集することを常例とする。

3 臨時会は、理事長が必要と認めた場合および評議員の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があった場合において、その請求のあった日から 20 日以内に理事長が招集する。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(会議の定足数)

第 20 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

(議決の方法)

第 21 条 評議員会の議事はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議長を除く出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員の任期)

第 22 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠または増員による評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 5 章 資産および会計

(資 産)

第 23 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初日本私立中学高等学校連合会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(基本財産および運用財産)

第 24 条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄附者の指定のある寄附金品については、その指定に従って、基本財産または運用財産に編入する。

(資産の管理)

第 25 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するかまたは定額郵便貯金もしくは確実な銀行に定期預金として理事長がこれを保管する。

(基本財産の処分等の制限)

第 26 条 基本財産は、処分しまたは担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会の議を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(事業費の支弁)

第 27 条 この法人の事業の遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、寄附金、国等の補助金、事業に伴う収入等の運用財産をもって、支弁する。

(収支予算)

第 28 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算等は、毎会計年度開始以前に、理事長が編成し理事会の議を経、かつ、評議員会の意見を聞いた上で文部大臣に届け出なければならない。

2 事業計画および収支予算を変更した場合も前項と同様とする。

(収支決算)

第 29 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに、監事の意見をつけて、理事会の議を経、評議員会の意見を聞いた上で、文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議を経、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(予算外義務負担行為、権利の放棄または借入金)

第 30 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議を経、かつ、評議員会の意見を聞いた上で、文部大臣の承認を受けなければならない。

2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても前項と同様とする。

(会計年度)

第 31 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 32 条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 33 条 この法人の解散は、理事会および評議員会において、それぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 34 条 この法人の解散に伴う残余財産は理事4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて国に寄附するものとする。

第7章 補 則

(細 則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決によりこれを定める。

付 則

(施 行)

第 36 条 この寄附行為は、文部大臣の設立許可の日から施行する。

(設立当初の役員)

第 37 条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

(略)

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の許可の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の許可の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正寄附行為の施行の際、現に改正前の第 6 条の規定により理事とされていた者は、改正後の同条の規定により選任された理事とみなす。この場合において、これらの者の任期は、これらの者のこの改正寄附行為の施行の日の前日における理事としての任期とする。

付 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日から施行する。

寄 附 行 為 細 則

施行 昭和 38. 9. 6 日私教研規則第 1 号

改正 昭和 48. 3. 6 日私教研規則第 3 号

平成 5. 3. 9 日私教研規則第 31 号

(趣 旨)

第 1 条 財団法人日本私学教育研究所寄附行為（以下「寄附行為」と略称する。）第 6 条第 1 項第 1 号、第 8 条第 1 項および第 16 条第 3 項および第 15 条第 3 項に関して、この細則を定める。

(理事の選出基準)

第 2 条 寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に定める理事の選出については、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらに準ずる者の中から、つぎの基準により地区ごとに互選により 16 名を選ぶ。

地区別	選出人員	備 考
北海道	1	北海道
東 北	1	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
関 東	2	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川
東 京	5	東京
中 部	1	富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
近 畿	3	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	1	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	1	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
計	16	

(監事の選出基準)

第 3 条 寄附行為第 8 条第 1 項に定める監事の選出については、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらに準ずる者の中から、つぎの基準により地区ごとに互選するものとする。

地区別	選出人員	備 考
東日本	1	第2条の表中北海道・東北・関東および中部を含む
東 京	1	東京
西日本	1	第2条の表中近畿・中国・四国および九州を含む
計	3	

(評議員の選出基準)

第 4 条 寄附行為第16条第3項に定める評議員の選出については、中学校または高等学校を設置する学校法人の役員および当該学校の校長ならびにこれらに準ずる者の中からつぎの基準により地区ごとに互選により69名を選ぶ。ただし、各都道府県から少なくとも1名を選ばなければならない。その基準については理事長が別にこれを定める。

地区別	選出人員	備 考
北海道	2	北海道
東 北	7	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
関 東	8	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川
東 京	13	東京
中 部	10	富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
近 畿	10	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	5	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	4	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	10	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
計	69	

(所長の選出基準および任期)

第 5 条 寄附行為第15条第3項に定める所長は、中学校または高等学校長経験者ならびにこれに準ずる者もしくは優れた学識経験者のうちから選考するものとする。

2 所長の任期は2年とし、役員と同一とする。

付 則

(内 規)

第 6 条 理事長は、この施行細則の実施に当たって、必要な内規を定めることができる。

(実 施)

第 7 条 この施行細則は，昭和 38 年 9 月 6 日より実施する。

付 則

(実施期日)

1 この改正細則は，昭和 48 年 3 月 6 日より実施する。

(実施期日)

1 この改正細則は，平成 5 年 3 月 9 日より実施する。